令和 ７ 年 ９ 月 １ 日提出

市道の廃止について

市道を次のように廃止する。

熊本市長　　大　西　一　史

議案番号	路　線　名	起　　点 終　　点	重要な経過地
議第２１６号	舞原 第５０号線	南区城南町舞原３７４番１９　地先 南区城南町舞原３７４番１２　地先	
議第２１７号	上立田 第８３号線	龍田町上立田１６２０－１　地先 龍田町上立田１６１６　地先	
議第２１８号	横手３丁目 第６号線	横手３丁目６２０－２　地先 横手３丁目５６８－１　地先	
議第２１９号	横手３丁目 第２５号線	横手３丁目６１６－４　地先 横手３丁目６１８－５　地先	
議第２２０号	横手３丁目 第５号線	横手３丁目６０９　地先 横手３丁目５８４－５　地先	
議第２２１号	横手３丁目 第４号線	横手３丁目７０２　地先 横手３丁目５６４－１　地先	
議第２２２号	横手３丁目 第２３号線	横手３丁目７０４　地先 横手３丁目７６７－２　地先	
議第２２３号	横手１丁目３丁目 第１号線	横手１丁目１０５８－２　地先 横手３丁目１００９、１０１０　地先	横手３丁目７８５
議第２２４号	横手１丁目 第１４号線	横手１丁目１１１１－２　地先 横手１丁目１１７８－１　地先	
議第２２５号	横手３丁目 第８号線	横手３丁目５９５－４　地先 横手３丁目６０７－２　地先	

議案番号	路　線　名	起　　点	重要な経過地
		終　　点	
議第２２６号	横手３丁目 第２４号線	横手３丁目７１９－２　　地先	
		横手３丁目７３５　　地先	

（提出理由）

次の事由に伴う市道廃止について、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１０条第３項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

(1)　開発行為

(2)　地元要望

(3)　一部廃止

(4)　道路整備